

九重町建築設計業務等委託契約約款（令和6年告示第73号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(賃金の変動に基づく業務委託料の額の変更)</p> <p>第30条の2 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果業務委託料の額が著しく不相当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、業務委託料の額の変更について書面により協議を申し入れることができる。</p>	<p>追加</p>
<p>2 前項の規定による申入れを行うことができるのは、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>(1) 申入れ時点において、本契約の履行期間が2月以上残存していること。</p> <p>(2) 当該変更額が、変動前業務委託料の額（業務委託料の額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。）と変動後業務委託料の額（変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前業務委託料の額に相応する額をいう。）との差額のうち、変動前業務委託料の額の1000分の10を超える額であること。</p>	
<p>3 第一項の規定による申入れを行った発注者又は受注者は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、発注者と受注者で協議を行うものとする。</p>	
<p>4 前項の協議を行った場合、発注者は、協議の結果を書面により受注者に通知しなければならない。この場合において、受注者が当該通知を受領した日から14日以内に書面により異議を述べなかったときは、受注者は当該決定に同意したものとみなす。</p>	

